**第１号様式**（第３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　国立大学法人名古屋工業大学　殿

　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては，名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　（　　　　　）　　　　　－

法人文書開示請求書

　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第３条の規定により，次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称又は知りたい内容等  　　請求に係る法人文書が特定  　できるよう，できるだけ具体  　的に記入してください。 |  |
| 備考（任意記入）  　①　求める開示の実施の方法  　②　大学において開示の実施  　　を求めるか又は写しの送付  　　の方法によるかの別につい  　　て記入してください。 | ①　開示の実施方法  　１閲覧，２写しの交付，３その他（　　　）  ②　希望する方に○を付してください。  　イ　大学において開示の実施を求める。  （この場合，希望日を記入してください。）  　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  　ロ　写しの送付による開示の実施を求める。 |

※　以下は記入不要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受理年月日 | 年　　月　　日 | 受付担当 | 情報公開担当  （　　　）　　－ |
| 決定期限 | 年　　月　　日 | 整理番号 |  |
| 開示請求手数料 | 300円×　　　件 | | 円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（＊２枚複写式）

**第２号様式**（第４条第２項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　印

法人文書開示決定延長通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第２項の規定により，次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 決定期限 | 年　　　月　　　日 |
| 延長する期間 | 日間 |
| 延長後の決定期限 | 年　　　月　　　日 |
| 延長の理由 |  |

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　）にご連絡ください。

**第３号様式**（第４条第３項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　印

法人文書開示決定特例延期通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により，次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について，決定する期間を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 決定期限 | 年　　　月　　　日 |
| 相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分 |  |
| 残りの部分の決定を延長する期間 | 日間 |
| 残りの部分の延長後の決定期限 | 年　　　月　　　日 |
| 延長の理由 |  |

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　　　）にご連絡ください。

**第４号様式**（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　印

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第１項の規定により，次のとおり事案を移送しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 事案の移送先の独立行政法人等名及び担当 | 担当  　　住所  　　電話番号（　　　　　）　　　　　－ |
| 事案の移送をした理由 |  |

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　　　）にご連絡ください。**第５号様式**（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　印

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第１項の規定により，次のとおり事案を移送しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 事案の移送先の行政機関の長名及び担当 | 担当  　　住所  　　電話番号（　　　　　）　　　　　－ |
| 事案の移送をした理由 |  |

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　　　）にご連絡ください。**第６号様式**（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　印

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

　あなたに関する情報が記録されております法人文書について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第３条の規定により開示の請求がありましたので通知します。ついては，この情報の開示の当否についてご意見がある場合は，書面（様式任意）によりお知らせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容 |  |
| 開示しようとする場合の適用条項及びその理由 |  |
| 開示年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 開示不開示の決定予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 意見書提出先 | 名古屋工業大学総務課  　〒466-8555　名古屋市昭和区御器所町  　　（℡　　　　　　　　　　　　　） |
| 意見書提出期限 | 年　　　月　　　日 |

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　　　）にご連絡ください。　なお，意見書の提出がない場合は，国立大学法人名古屋工業大学の決定に従うものといたします。**第７－１号様式**（第９条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　　印

法人文書開示決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，その全部について開示することと決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別 | ①　開示請求書のとおり開示の実施ができる。  ②　開示請求書のとおり開示の実施ができない。  実施できない理由： |
| 求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額 | 予想される開示実施手数料の額  （　　　　　　　円） |
| 大学において開示を実施できる日時及び場所  　　別添の「開示の実施方法の  　申出書」には，これらの日の  　うちから希望する日を選択し  　てください。 | ①　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  ②　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  ③　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  　場所：  　住所： |
| 写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額 | 準備に要する日数　（　　　　　　日間）  郵送料の額　　　　（　　　　　　　円） |

※１　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　）にご連絡ください。

　２　この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ，情報公開担当まで提出してください。なお，開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で，当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は，「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

　３　開示実施手数料は，開示実施日に開示実施場所で納入するか，開示実施日までに送付願います。（金額は，後日改めて連絡します。）

　４　開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は，「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し，必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

**第７－２号様式**（第９条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　　印

法人文書部分開示決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，その一部を開示することと決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示しない部分及び一部を開示しない理由 |  |
| 開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別 | ①　開示請求書のとおり開示の実施ができる。  ②　開示請求書のとおり開示の実施ができない。  実施できない理由： |
| 求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額 | 予想される開示実施手数料の額  （　　　　　　　円） |
| 大学において開示を実施できる日時及び場所  　　別添の「開示の実施方法の  　申出書」には，これらの日の  　うちから希望する日を選択し  　てください。 | ①　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  ②　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  ③　　　年　　月　　日（　）　　時　　分  　場所：  　住所： |
| 写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額 | 準備に要する日数　（　　　　　　日間）  郵送料の額　　　　（　　　　　　　円） |

　この決定に不服のある場合には，行政不服審査法に基づき，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学を被告として，裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※１　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　）にご連絡ください。

　２　この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ，情報公開担当まで提出してください。なお，開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で，当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は，「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

　３　開示実施手数料は，開示実施日に開示実施場所で納入するか，開示実施日までに送付願います。（金額は，後日改めて連絡します。）

　４　開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は，「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し，必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

**第７－３号様式**（第９条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　　印

法人文書不開示決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については，開示しないことと決定しましたので独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第２項の規定により，次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 開示しない理由 |  |

　この決定に不服のある場合には，行政不服審査法に基づき，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学を被告として，裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　）にご連絡ください。**第８号様式**（第９条第２項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　　印

第三者に係る法人文書開示決定通知

　あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について，先にご意見をいただきましたが，この度開示することと決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第３項の規定により，次のとおりお知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容 |  |
| 開示を決定した理由 |  |
| 法人文書の開示の年月日 | 年　　　月　　　日 |

　この決定に不服のある場合は，行政不服審査法に基づき，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学を被告として，裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　）にご連絡ください。**第９号様式**（第10条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　国立大学法人名古屋工業大学　　殿

　　　　　　　　　　　氏　名（法人その他の団体にあっては，名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　（　　　　　）　　　　　－

開示の実施方法の申出書

　　年　　月　　日付け第　　号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について，下記のとおり開示の実施を受けたいので，申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示の実施方法  　　開示・部分開示決定通知書  　記載の「求めることができる  　開示の実施方法」より選択し  　て記入すること。なお，法人  　文書の部分ごとに異なる開示  　の実施方法を求める場合は，  　その旨及びその部分ごとの開  　示の実施方法を記入すること。 | ①　開示の実施方法  ②　部分ごとに異なる開示の実施方法 |

※　以下については，該当する項目の記号を○で囲み，右に詳細を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　法人文書の一部について開示  　の実施を求める。 | （開示の実施を求める部分） |
| イ　大学において開示の実施を希  　望する。 | （開示の実施を求める日時）  　　　年　　月　　日　　時　　分 |
| ウ　写しの送付の方法による開示  　の実施を求める。 | （写しの送付先（上記の住所又は居所と同じ時は　記入不要））  　〒 |
| エ　開示実施手数料の納入方法 | ①　開示実施日に開示実施場所で納入する。  ②　開示実施前までに納付する。 |

※　開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）　は，本書を提出する必要はありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（＊２枚複写式）**第１０号様式**（第10条第２項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　国立大学法人名古屋工業大学　　殿

　　　　　　　　　　　氏　名（法人その他の団体にあっては，名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　（　　　　　）　　　　　－

更なる開示の申出書

　　年　　月　　日付け第　　号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について，　年　　月　　日に開示の実施を受けましたが，下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので，申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示の実施方法  　　開示・部分開示決定通知書  　記載の「求めることができる  　開示の実施方法」より選択し  　て記入すること。なお，法人  　文書の部分ごとに異なる開示  　の実施方法を求める場合は，  　その旨及びその部分ごとの開  　示の実施方法を記入すること。 | ①　開示の実施方法  ②　部分ごとに異なる開示の実施方法 |

※　以下については，該当する項目の記号を○で囲み，右に詳細を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　法人文書の一部について開示  　の実施を求める。 | （開示の実施を求める部分） |
| イ　大学において開示の実施を希  　望する。 | （開示の実施を求める日時）  　　　年　　月　　日　　時　　分 |
| ウ　写しの送付の方法による開示　の実施を求める。 | （写しの送付先（上記の住所又は居所と同じ時は　記入不要））  　〒 |
| エ　開示実施手数料の納入方法 | ①　開示実施日に開示実施場所で納入する。  ②　開示実施前までに納付する。 |

※　開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は，本書を提出する必要はありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（＊２枚複写式）**第１１号様式**（第13条第２項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　国立大学法人名古屋工業大学　　殿

　　　　　　　　　　　氏　名（法人その他の団体にあっては，名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　（　　　　　）　　　　　－

開示実施手数料減額・免除申請書

　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第３項の規定により，次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 減額又は免除を求める額（ただし，2,000円を限度とする。） | （　　　　　　　　　　　　円） |
| 減額又は免除を求める理由 |  |

※１　生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は，当扶助を受けていることを証明する書類を，その他の事実を理由とする場合にあっては，当該事実を証明する書面を添付してください。

　２　この申請書は，開示の実施方法と併せて提出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（＊２枚複写式）**第１２号様式**（第13条第３項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　　印

開示実施手数料減額・免除決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除申請については，次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 |  |
| 減額又は免除しない場合の開示実施手数料 | 開示実施手数料  　　（　　　　　　　　　　　　円） |

この決定に不服のある場合には，行政不服審査法に基づき，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学を被告として，裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※１　決定内容が「全額免除」の場合以外は，開示実施日に開示場所で開示実施手数料を納入するか，あるいは開示実施の前日までに送付願います。

　２　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　　）にご連絡ください。**第１３号様式**（第15条第２項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　印

情報公開審査会への諮問に関する通知

　　年　　月　　日付けで審査請求のありました件については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第１項の規定により，情報公開審査会に諮問しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求のあった法人文書の名称又は内容 |  |
| 諮問した年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 諮問した内容 |  |

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　）にご連絡ください。**第１４号様式**（第15条第３項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人名古屋工業大学　　印

審査請求に対する裁決通知書

　　年　　月　　日付けで審査請求のありました件については，次のとおり裁決しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求のあった法人文書の名称 |  |
| 審査請求に対する裁決 |  |
| 審査請求に対する裁決の理由 |  |

この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法の規定により，この裁決があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人名古屋工業大学を被告として，裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，裁決があったことを知った日から６か月以内であっても，裁決の日から１年を経過した場合は，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※　不明な点がある場合には，情報公開担当（℡　　　　　　　）にご連絡ください。